

空港使用届

年 月 日

広島国際空港株式会社 代表取締役社長 殿

住所:

会社:

代表者:

広島空港の施設を使用し、空港供用規程第8条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 運航者又は運航者委託先情報											
会社											
運航者コード		※ICA03レターが付与されている場合									
当該運航担当者											
連絡先 (緊急時に繋がる連絡先)		TEL:				Mail:					
2. 使用期間等											
使用期間		年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分									
使用目的											
使用対象施設		<input type="checkbox"/>	滑走路		<input type="checkbox"/>	誘導路		<input type="checkbox"/>	エプロン (スポット番号: _____)		
3. 飛行計画 ※欄が足りない場合は、別に用意する同紙に飛行計画のみを記載し提出可											
運航日	機長 氏名	登録記号/型式		出発地	広島空港		目的地	最大離陸重量 (kg)	飛行目的		
		便名			到着時間	出発時間					
4. 広島空港におけるハンドリング情報											
実施会社					TEL:				Mail:		
5. 広島空港を使用する上での確認事項											
すべての航空機											
① 公序良俗に反する営業、風俗営業等の規制及び業務に適正化等に関する法律（風俗営業法）に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を行わないこと。								<input type="checkbox"/>	確認		
② 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても該当しないこと。								<input type="checkbox"/>	確認		
③ 航空機が航行不能となり、当方で直ちに撤去することが困難な場合は調整の上、空港機能の早期回復の為、広島国際空港側の判断で航空機を撤去することに同意すること。また、この際に生じた経費（航空機等に損傷を受けた際の修理費を含む。）は空港使用者が負担すること。								<input type="checkbox"/>	確認		
④ 航空燃料等が流出し、空港使用者で清掃が実施できない場合は調整の上、広島国際空港側の判断により清掃を実施することを承諾すること。また、この際に生じた費用は空港使用者が負担すること。								<input type="checkbox"/>	確認		
自家用航空機の場合は以下も確認											
① 「落下物対策を講じることを約する誓約書」の提出（最大離陸重量が5,700kgを超える飛行機に限る）								<input type="checkbox"/>	提出		
								<input type="checkbox"/>	対象外		
② 「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」における同意確認書の提出								<input type="checkbox"/>	提出		
								<input type="checkbox"/>	提出済		
③ 酒気を帯びている場合は空港を使用しないこと。								<input type="checkbox"/>	確認		
④ 広島国際空港側職員により、酒気帯びの有無についての確認（アルコール検知器を使用したアルコール検査）を求められた場合は応じること。								<input type="checkbox"/>	確認		
⑤ 航空保険（第三者賠償責任保険）および航空機（機体）保険に加入していること。								<input type="checkbox"/>	確認		
⑥ 航空保険（第三者賠償責任保険）証券等の提出								<input type="checkbox"/>	提出		
								<input type="checkbox"/>	提出済		
⑦ 法令違反等その他空港管理上支障がないよう使用すること。								<input type="checkbox"/>	確認		
⑧ 空港を使用した行為により禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。								<input type="checkbox"/>	確認		

※自家用航空機：航空機のうち航空法第100条第1項の許可を受けた航空運送事業及び法第123条第1項の許可を受けた航空機使用事業、法第129条第1項の許可を受けた外国人国際航空運送事業の用に供するもの以外のもの。